鳥取県告示第 516 号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 7 月 18 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行っ ていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を 行っていた事業所 の所在地	障害福祉サ ービスの種 類	廃止年月日
有限会社アダチ	境港市昭和町	ケアタクシーのぞみ	境港市昭和町9-	居宅介護、重	平成20年6月
トレーディア	無番地	指定訪問介護事業所	1 先	度訪問介護	30日